平成２５年（フ）第１３７号
愛知県安城市和泉町大海古２番地５、住民票上の住所愛知県西尾市室町中屋敷59番地10
破産者　田邊　増夫
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４６０号
愛知県岡崎市樫山町字宮東43番地
破産者　永谷　典子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
京都府綾部市西町３丁目北大坪19番地　グンゼ南社宅236号
破産者　仲　　智
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第４７９号
兵庫県尼崎市南七松町１丁目７番１号レファインド南立花405号
破産者　中島興業こと中島一男こと　鄭　　鎭徹
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９９号
広島県福山市千代田町１丁目11番５号
破産者　藤井　正勝
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第２００号
広島県福山市千代田町１丁目11番10号
破産者　藤井　芳子
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第７０号
山口県防府市華城中央２丁目１番34号　メゾンドタナカ№３・１Ａ号、開始決定時の住所山口県防府市大字伊佐江366番地の３
破産者　三戸　和泰
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１６号
宮崎市大字島之内6732番地　ＫＴプレイス102号
破産者　吉武　謙二
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第３１号
栃木県栃木市大平町西野田170番地４
破産者　有限会社ワコー住販
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第５０号
横浜市南区弘明寺町字山下244番地８　弘明寺ハイツ202号室、開始決定時の住所千葉県印旛郡酒々井町中央台２丁目20番９
破産者　藤崎由美子
1　決定年月日　平成26年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第４９号
北九州市小倉北区西港町94番地９北九州市中央卸売市場構内
破産者　株式会社北九州魚函
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第５２号
佐賀県杵島郡江北町大字山口12番地２
破産者　有限会社古賀飼料店
1　決定年月日　平成26年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７４号
山形県長井市川原沢1575番地
破産者　株式会社エー・エム・シー
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第１９６号
相模原市南区双葉２丁目12番10号
破産者　株式会社大広
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１６８号
愛知県愛知郡東郷町白鳥３丁目５番地
破産者　有限会社ブックスティーエス
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７６５号
名古屋市瑞穂区洲雲町２丁目23番地
破産者　株式会社ホンダ販売名古屋中
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８９号
兵庫県川西市一庫１―50―１、商業登記記録上の本店所在地兵庫県川西市東多田１丁目25番１号
破産者　株式会社山宗工務店
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２５年（フ）第６号
香川県高松市瓦町２丁目10番地18
破産者　青渕被服株式会社
1　決定年月日　平成26年２月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２号
石川県小松市上牧町150番地
破産者　有限会社シマダ建設工業
1　決定年月日　平成26年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所小松支部